船橋市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する要綱

平成２８年４月１日制定
平成２９年５月１日改正
令和２年４月１日改正
令和３年４月１日改正
令和５年４月１日改正
令和６年４月１日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成２８年政令第８号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。以下「施行規則」という。）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法、政令、施行規則及び基準省令の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　登録住宅性能評価機関　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(2)　技術的審査　法第３５条第１項又は第４１条第２項に掲げる認定基準の適合性に関する審査をいう。

（届出等、性能向上計画認定及び基準適合認定の添付図書及び不要図書）

第３条　施行規則第１２条第１項（施行規則第１４条第１項又は施行規則附則第２条第１項若しくは第４項において準用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1)　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成１２年建設省令第２０号）第４５条第１項に規定する型式住宅部分等製造者認証書（いずれも戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）に基づく断熱等性能等級４、等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー

消費量等級４、等級５又は等級６であるものに限る。）を取得した場合にあってはその写し

(2)　一般社団法人住宅性能評価･表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）を取得した場合にあってはその写し

２　施行規則第１２条第４項（施行規則第１４条第１項又は施行規則附則第２条第１項若しくは第４項において準用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第１号又は第２号に掲げる図書を添付した場合にあっては、各種計算書とする。

３　施行規則第２３条第１項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1)　登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証

(2)　登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3)　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー消費量等級６（令和４年１０月１日において現に存する建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合するものに限る。）については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級４、等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー消費量等級５又は等級６）に適合しているものに限る。）を取得した場合にあってはその写し

４　施行規則第２３条第３項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項各号に掲げる図書を添付した場合にあっては、各種計算書とする。

５　施行規則第３０条第１項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1)　登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証

(2)　登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3)　適合判定通知書の交付を受けた場合にあっては、適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第１８項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）の写し

(4)　法第３５条第１項に基づく認定を受けた場合にあっては、施行規則第２５条第２項の通知書の写し及び検査済証の写し

(5)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項に基づく認定を受けた場合にあっては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号）第４３条第２項の通知書の写し及び検査済証の写し

(6)　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級４、等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー消費量等級４、等級５又は等級６（平成２８年４月１日に現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級３、等級４又は等級５）に適合しているものに限る。）を取得した場合にあってはその写し

６　施行規則第３０条第３項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項各号に掲げる図書を添付した場合にあっては、各種計算書とする。

（確認申請書の提出部数）

第４条　法第３５条第２項後段の規定により提出する建築基準法第６条第１項に規定する確認の申請書の部数は、正本１通及び副本１通とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物が、構造計算適合性判定（同法第６条の３第１項又は第１８条第４項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を要する建築物である場合は、同法第６条の３第７項又は第１８条第１０項の適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

（計画の通知）

第５条　法第３５条第３項（法第３６条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第１号様式）により行うものとする。

（認定しない旨の通知）

第６条　市長は、法第３４条第１項又は第３６条第１項の規定による申請があった場合に

おいては法第３５条第１項各号に掲げる基準に、法第４１条第１項の規定による申請があった場合においては法第２条第３号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（第２号様式）により認定の申請をした者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第７条　法第１７条第１項又は法第２１条第１項若しくは法附則第３条第１０項の規定により市長から報告を求められた建築主等は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（第３号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

２　認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、法第３７条の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（第４号様式）に工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和２５年建設省令第３８号）別記様式第４号の２の２）及び検査済証の写しその他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

３　法第３７条又は第４３条の規定により市長から報告（前項の規定による報告を除く。）を求められた認定建築主又は建築物の所有者は、認定に関する報告書（第５号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（指示命令）

第８条　法第１４条第１項の規定による命令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１４条第１項の規定による命令書（第６号様式）により行うものとする。

２　法第１６条第１項の規定による指示は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１６条第１項の規定による指示書（第７号様式）により行うものとする。

３　法第１６条第２項の規定による命令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１６条第２項の規定による命令書（第８号様式）により行うものとする。

４　法第１９条第２項又は法附則第３条第３項の規定による指示は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１９条第２項又は同法附則第３条第３項の規定による指示書（第９号様式）により行うものとする。

５　法第１９条第３項又は法附則第３条第４項の規定による命令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１９条第３項又は同法附則第３条第４項の規定による命令書（第１０号様式）により行うものとする。

６　法第３８条の規定による命令は、改善命令書（第１１号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第９条　法第３９条又は第４２条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（第１２号様式）により行うものとする。

（取下届）

第１０条　建築物エネルギー消費性能確保計画を提出又は通知した者は、当該計画書を取り下げようとするときは、取下届（第１３号様式）により市長に届け出なければならない。

２　法第３４条第１項若しくは第４１条第１項に規定する認定又は法第３６条第１項に規定する変更の認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（第１４号様式）により市長に届け出なければならない。

３　施行規則第１１条又は第２９条の規定による書面の交付の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（第１５号様式）により市長に届け出なければならない。

（取りやめ届）

第１１条　建築主は、適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届（第１６号様式）に適合判定通知書の写しを添えて速やかに市長に届け出なければならない。

２　建築主は、法第１９条第１項若しくは法附則第３条第２項又は法第２０条第２項若しくは法附則第３条第８項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に基づく建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届（第１７号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

３　認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届（第１８号様式）に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（軽微な変更説明書）

第１２条　建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が、施行規則第３条（施行規則第７条第２項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更をした場合、建築基準法第７条第１項に規定する申請又は同法第１８条第１６項に規定する通知をするときは、当該申請書又は通知書に、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第１９号様式）を２部添付しなければならない。

（軽微な変更に関する証明書）

第１３条　施行規則第１１条の規定による書面の交付の申請をする者は、軽微変更該当証

明申請書（適合性判定）（第２０号様式）の正本及び副本に、それぞれ施行規則第１条第１項に規定する図書を添えたもの及び計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

２　施行規則第２９条の規定による書面の交付の申請をする者は、軽微変更該当証明申請書（性能向上計画認定）（第２１号様式）の正本及び副本に、それぞれ施行規則第２３条第１項に規定する図書を添えたもの及び計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は軽微変更該当証明に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

３　市長は、前２項の規定による申請を受けた場合、当該変更が施行規則第３条（施行規則第７条第２項において準用する場合を含む。）又は第２６条に規定する軽微な変更に該当すると認めたときは、申請の別に応じ次の各号に掲げる証明書を交付するものとする。

(1)　第１項に掲げる申請があった場合　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１１条の規定による軽微変更該当証明書（第２２号様式）

(2)　前項に掲げる申請があった場合　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２９条の規定による軽微変更該当証明書（第２３号様式）

（軽微な変更届）

第１４条　認定建築主は、施行規則第２６条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第２４号様式）の正本及び副本に、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請書の添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に届け出なければならない（前条第３項第２号に規定する証明書が交付された場合を除く。）。

（省エネ基準工事監理報告書）

第１５条　建築主は、適合判定通知書の交付を受けた建築物に係る建築基準法第７条第１項に規定する申請又は同法第１８条第１６項に規定する通知をするときは、同法第１２条第５項の規定により、当該申請書又は通知書に、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物のエネルギー消費性能を評価した方法の区分に応じ、次の各号に掲げる報告書を添付しなければならない。

(1)　基準省令第１条第１項第１号イによる評価の場合　省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）（第２５号様式）

(2)　基準省令第１条第１項第１号ロによる評価の場合　省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）（第２６号様式）

２　法第３５条第８項の規定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第８項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされた場合は、前項の規定を準用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

第１号様式

計画通知書

第　　号

年　　月　　日

船橋市建築主事　あて

船橋市長　　印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第３項（法第３６条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画を下記のとおり通知します。

記

１．申請者 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

２．申請に係る建築物の位置

第２号様式

認定しない旨の通知書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第３５条第1項 第４１条第2項 の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

１．申請年月日・受付番号

年　　月　　日　第　　号

２．申請者の住所又は主たる事務所の所在地

３．申請に係る建築物の位置

４．理由

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第３号様式

建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

報告者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律　第１７条第1項　第２１条第1項　附則第3条第１０項　の規定により、下記のとおり報告します。

記

１．建築主　　住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

２．代理者　　住所

氏名

電話番号

３．建築物の位置

４．受付年月日・受付番号

５．報告事項

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第４号様式

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

１．建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第　　号
２．建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年　　月　　日
３．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

４．計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（　級）建築士　（　　）登録　第　　号
住所
氏名
（　級）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第５号様式

認定に関する報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

報告者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第３７条 第４３条 の規定により、下記のとおり報告します。

記

１．認定建築主又は建築物の所有者　住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

２．代理者　住所

氏名

電話番号

３．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

４．認定年月日・認定番号

５．報告事項

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第６号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１４条第１項の規定による命令書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の建築物（非住宅部分に限る。）について、建築物エネルギー消費性能基準に違反している事実があると認められるため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１４条第１項の規定により、是正するために必要な措置をとることを命じます。

記

１．建築物の位置

２．適合判定通知書交付年月日・適合判定通知書番号

３．違反の内容

４．是正期限

５．備考

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第７号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１６条第１項の規定による指示書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の建築物（住宅部分に限る。）について、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められるので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１６条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとることを指示します。

記

１．建築物の位置

２．提出年月日・受付番号

３．指示の内容

４．備考

第８号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１６条第２項の規定による命令書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の建築物(住宅部分に限る。)について、　　年　　月　　日付け　　第　　号にて建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとることを指示しましたが、正当な理由なくその指示に係る措置をとらなかったため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１６条第２項の規定により、その指示に係る措置をとることを命じます。

記

１．建築物の位置

２．提出年月日・受付番号

３．指示の内容

４．措置期限

５．備考

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第９号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１９条第２項又は
同法附則第３条第３項の規定による指示書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められるので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第１９条第2項 / 附則第3条第3項 の規定により、計画の変更その他必要な措置をとることを指示します。

記

１．建築物の位置

２．届出年月日・受付番号

３．指示の内容

４．備考

第１０号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１９条第３項又は
同法附則第３条第４項の規定による命令書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の建築物について、　　年　　月　　日付け　　第　　号にて計画の変更その他必要な措置をとることを指示しましたが、正当な理由なくその指示に係る措置をとらなかったため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１９条第3項附則第3条第4項の規定により、その指示に係る措置をとることを命じます。

記

１．建築物の位置

２．届出年月日・受付番号

３．指示の内容

４．措置期限

５．備考

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第１１号様式

改善命令書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３８条の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

記

１．認定建築主の氏名又は名称及び代表者の氏名

２．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

３．認定年月日・認定番号

４．改善に必要な措置

５．改善期限

６．備考

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第１２号様式

認定取消通知書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の 認定建築物エネルギー消費性能向上計画
基準適合認定建築物 については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第３９条
第４２条 の規定に基づき、下記の理由により認定を取消したのでこれを通知します。

記

認 定 番 号　　第　　号
認 定 年 月 日　　年　　月　　日

（※）確 認 番 号　　第　　号
確 認 年 月 日　　年　　月　　日
建築主事の氏名

１．認定建築主若しくは建築物の所有者の氏名又は名称及び代表者の氏名

２．認定建築主若しくは建築物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地

３．認定に係る建築物の位置

４．理由

（※）は法第３５条第４項において準用する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条第３条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第１３号様式

取下届

年　　月　　日

船橋市長　あて

届出者氏名

年　　月　　日付け第省エネ適判　　号で提出又は通知した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１２条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．提出者（通知者）

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

２．建築物の位置

３．取下げの理由

４．備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第１４号様式

取下届

年　　月　　日

船橋市長　あて

届出者氏名

年　　月　　日付け第 省エネ向上 / 省エネ表示 号で提出した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第３４条第１項 / 第３６条第１項 / 第４１条第１項 の規定による申請を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．申請者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

２．申請に係る建築物の位置及び住戸の番号

３．取下げの理由

４．備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第１５号様式

取下届

年　　月　　日

船橋市長　あて

届出者氏名

年　　月　　日付け第 省エネ適判 / 省エネ向上 　　軽微証明　号で申請した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第１１条 / 第２９条 の規定による軽微変更該当証明申請を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．申請者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

２．建築物の位置

３．取下げの理由

４．備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第１６号様式

取りやめ届

年　　月　　日

船橋市長　あて

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１２条第６項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築を取りやめたので、下記のとおり届け出ます。

１．適合判定通知書番号

第　　号

２．適合判定通知書交付年月日

年　　月　　日

３．建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第１７号様式

取りやめ届

年　　月　　日

船橋市長　あて

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１９条第１項若しくは同法附則第３条第２項又は同法第２０条第２項若しくは同法附則第３条第８項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に基づく建築物の建築を取りやめたので、下記のとおり届け出ます。

１．受付番号

第　　号

２．届出（通知）年月日

年　　月　　日

３．建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第１８号様式

取りやめ届

年　　月　　日

船橋市長　あて

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたので、下記のとおり届け出ます。

１．建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第　　号

２．建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年　　月　　日

３．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第１９号様式

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

（第一面）

年　　月　　日

船橋市建築主事　あて

申請者（通知者）氏名

申請（通知）に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第３条（同規則第７条第２項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

１　建築物等の名称	
２　建築物等の所在地	
３　適合判定通知年月日・番号	
４　変更の内容 □Ａ　建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更 □Ｂ　一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 □Ｃ　建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）	
５　備考	
※　受　付　欄	※　決　裁　欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．この説明書は、完了検査申請（工事完了通知）の際に、申請（通知）に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書（工事完了通知書）の第三面の別紙として添付してください。

２．４欄において、Ａに該当する場合は第二面に、Ｂに該当する場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃに該当する場合は軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。

３．※印のある欄には、記入しないでください。

（第二面）

【Ａ　建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更】

１．変更内容 □　①　建築物の高さ又は外周長の減少 □　②　外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 □　③　空調負荷の軽減となる外皮性能の変更 □　④　設備機器の効率向上・損失低下となる変更 □　⑤　設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更 □　⑥　エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 □　⑦　その他（　　）
２．上記変更に関する具体的な内容
３．添付図書等

（注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（第三面）

【Ｂ　一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】

１．変更前のＢＥＩ　＝　（　　）≦（　　）
２．変更となる設備の概要 □　空気調和設備 変更内容 □　機械換気設備 変更内容 □　照明設備 変更内容 □　給湯設備 変更内容 □　太陽光発電設備 変更内容
３．添付図書等

（注意）変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（第三面　別紙）

【空気調和設備関係】

次に掲げる（１）又は（２）のいずれかに該当し、これら以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
（１）外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加、かつ、窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加
①　外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加 変更内容　□　断熱材の種類　□　断熱材の厚み 変更する方位　□　全方位　□　一部方位のみ（方位　　） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
②　窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加 変更内容　□　ガラスの種類　□　ブラインドの有無 変更する方位　□　全方位　□　一部方位のみ（方位　　） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
（２）熱源機器の平均効率について１０％を超えない低下
①　平均熱源効率（冷房平均ＣＯＰ） 変更内容　□　機器の仕様　□　台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
②　平均熱源効率（暖房平均ＣＯＰ） 変更内容　□　機器の仕様　□　台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％

（第三面　別紙）

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）又は（２）のいずれかに該当し、これら以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
（１）送風機の電動機出力について１０％を超えない増加
室用途（　　） 変更内容　　□　機器の仕様　　□　台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
室用途（　　） 変更内容　　□　機器の仕様　　□　台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
（２）計算対象床面積について５％を超えない増加 (室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)
室用途（　駐車場　） 変更前・変更後の床面積 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
室用途（　厨房　） 変更前・変更後の床面積 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％

（第三面　別紙）

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げるものに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
単位床面積あたりの照明器具の消費電力について１０％を超えない増加
室用途（　　） 変更内容　　□　機器の仕様　　□　台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
室用途（　　） 変更内容　　□　機器の仕様　　□　台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
室用途（　　） 変更内容　　□　機器の仕様　　□　台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％
室用途（　　） 変更内容　　□　機器の仕様　　□　台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％

（第三面　別紙）

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げるものに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
給湯機器の平均効率について１０％を超えない低下
湯の使用用途（　　） 変更内容　□　機器の仕様　□　台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　）％
湯の使用用途（　　） 変更内容　□　機器の仕様　□　台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　）％
湯の使用用途（　　） 変更内容　□　機器の仕様　□　台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　）％

（第三面　別紙）

【太陽光発電関係】

次に掲げる（１）又は（２）のいずれかに該当し、これら以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
（１）太陽電池アレイのシステム容量について２％を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前　システム容量の合計値（　　） 変更後　システム容量の合計値（　　） 変更前・変更後のシステム容量減少率（　　）％
（２）パネル方位角について３０度を超えない変更、かつ、傾斜角について１０度を超えない変更
パネル番号（　　） パネル方位角　□　３０度を超えない変更　（　　）度変更 パネル傾斜角　□　１０度を超えない変更　（　　）度変更
パネル番号（　　） パネル方位角　□　３０度を超えない変更　（　　）度変更 パネル傾斜角　□　１０度を超えない変更　（　　）度変更

第２０号様式

軽微変更該当証明申請書（適合性判定）

（第一面）

年　　月　　日

船橋市長　あて

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１１条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第３条（同規則第７条第２項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】　　第　　号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】　　年　　月　　日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受　付　欄	決　裁　欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第２１号様式

軽微変更該当証明申請書（性能向上計画認定）

（第一面）

年　　月　　日

船橋市長　あて

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２９条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第２６条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は軽微変更該当証明】
【認定通知書又は軽微変更該当証明書番号】　　第　　号
【認定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】　　年　　月　　日
【認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】
【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受　付　欄	決　裁　欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第２２号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１１条の規定による

軽微変更該当証明書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第３条（同規則第７条第２項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１．申請年月日　　年　　月　　日

２．建築場所

３．建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第２３号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２９条の規定による

軽微変更該当証明書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２６条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１．申請年月日　　年　　月　　日

２．建築場所

３．建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第２４号様式

軽微な変更届

年　　月　　日

船橋市長　あて

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２６条に規定する軽微な変更をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第　　号
２．建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年　　月　　日
３．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

４．変更の内容
（変更前）

（変更後）

５．変更の理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第２５号様式

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）

年　　月　　日

船橋市建築主事　あて

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建　　築　　主	
工　事　名　称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項　　目	報　　告　　事　　項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑤ ２次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑥ ２次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑦ ２次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑬ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・ﾀｲﾑｽｹｼﾞｭｰﾙ制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
8. コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

［注意］

１．本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。

２．計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。

３．「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第１条１項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。

４．「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを〇で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A：目視による立会確認　B：計測等による立会確認　C：施工計画書等・試験成績書等による確認

第２６号様式

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）

年　　月　　日

船橋市建築主事　あて

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建　築　主	
工　事　名　称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項　目	報　告　事　項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	①　断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	②　窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス、庇の設置状況を含む)		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空気調和設備	①　熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	②　全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③　全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④　予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤　２次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥　空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	①　換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	②　送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	①　照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	②　各種制御の設置状況 【在室検知制御・ﾀｲﾑｽｹｼﾞｭｰﾙ制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	①　熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	②　給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③　節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

［注意］
１．本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
２．計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
３．「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第１条１項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
４．「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを〇で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A：目視による立会確認　B：計測等による立会確認　C：施工計画書等・試験成績書等による確認